

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
つくば測量コンサルタント 有限会社	つくば市松代 1-17-4	4-000668

注) 業者番号「4-」は県内建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和6年1月30日 ～ 令和6年3月29日 (2か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設コンサルタント業務

4 事実概要

つくば測量コンサルタント(有)は、令和6年1月11日に竜ヶ崎工事事務所で実施された牛久沼河川区域調査業務委託(その2)(05 県単河防第 05-58-728-0-062 号)の指名競争入札において落札者となったが、契約締結を辞退した。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第15号ウに該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。 ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと知事が認めたとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
茨城県水戸市笠原町 978-6
電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)